

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が平成30年7月19日付けで提起した、田川市長が平成30年4月23日付けで行った住民票の写しの交付に応じない処分に対する審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、次の理由により、本件処分について取消しの裁決等を求めている。
 - ア 本件処分は、その根拠となる支援措置について、審査請求人の子（以下「対象児」という。）は審査請求人と面会しており、審査請求人がその住所を探索するに当たって住民票の交付を必要としないのだから、支援措置申出者にとって支援措置の必要性がないにもかかわらず実施しており、違法である。
 - イ 本件に係る住民票の交付申請（以下「本件交付申請」という。）は、審査請求人が対象児の親権者兼法定代理人として対象児の自己情報開示請求権を行使するに当たり、必要不可欠であり、他の手段では代替できないので、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号ほか法務省民事局長ほか通知）第5の10のコの（イ）の（A）ただし書にある「特別の必要があると認められる場合」に該当する。
 - ウ 住民基本台帳事務処理要領は、法ではないので本件処分を行うに当たり直接的には関係ない。
 - エ 本件交付申請は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の3第1号及び第2号の規定に該当する。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、次の理由により、本件について棄却の裁決を求めている。
 - ア 本件に係る支援措置については、支援措置申出者から住民基本台帳事務処理要領第5の10に基づく申出がなされており、処分庁は、住民基本台帳事務処理要領第5の10のイに基づき相談機関等に必要性の確認を行い、その確認結果を受けて、支援の必要性があると判断した。また、支援措置申出者から支援終了に関

する申出はなく、支援措置の期間を経過しておらず、支援の必要性がなくなったことも認められない。

イ 本件交付申請は、対象児の自己情報開示請求を行うために行われたもので、その手続には、対象児の住民票の添付は不要であるから、「住民票の写し自体が、請求における利用目的のため不可欠であり、他の手段では代替できない場合」に該当せず、住民基本台帳事務処理要領第5の10のコの（イ）の（A）ただし書にある「特別の必要があると認められる場合」に該当しない。

ウ 本件交付申請は、田川市教育委員会に対し対象児の自己情報開示請求を行うことによって支援措置対象者である対象児の情報の全てを取得することが目的であるため、これによって住所を探索し得る蓋然性が高く、また、対象児の自己情報開示請求そのものに住民票の添付は必要ないことから住民基本台帳法第12条の3第1項柱書にある「かつ、当該申出を相当と認めるとき」に該当しない。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 判断の理由

(1) 支援措置の必要性について

この住民基本台帳事務処理要領第5の10に基づき事務処理が行われているか否かが支援措置の必要性についての判断基準となるといえる。

このことについて、支援措置申出者から処分庁に提出された「住民基本台帳事務における支援措置申出書」には、「相談機関等の意見」の欄に所定の記載により意見が付されており、この申出に基づき処分庁において確認がなされ、支援措置を決定していることから、適正に事務処理が行われていることが認められる。

また、審査請求人の主張は、本件処分に係る支援措置の申出そのものについてもその必要性がないことを訴えているが、住民基本台帳事務処理要領において加害者に疎明を求めなければならないこととはなっていない。

以上のとおり、本件処分に係る支援措置の必要性の判断は、適正な手続に基づき行われたものであって、適正かつ妥当であると認められる。

(2) 特別の必要があると認められる場合の該当性

加害者から住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求又は申出がなされた場合は、原則として拒否するものとされていることから「特別の必要があると認められる場合」とは、その請求事由又は利用目的が支援措置の目的を踏まえた上で、それでもなお、交付すべき合理的な理由が認められるものでなければならぬものと解すべきである。

本件交付申請の目的は、対象児の自己情報の開示請求を行い、その情報を得ることにあり、対象児の自己情報とは、実施機関である田川市教育委員会が保有する対象児に係る情報の全てに相当するものであることから、当然、支援措置対象者である対象児の住所の情報を含み、又は対象児の住所の探索に利用されるおそれのある情報が含まれていることの蓋然性が高いものと解される。

よって、本件交付申請の目的は、実質的に支援措置の目的と相反するものであり、「特別の必要があると認められる場合」に該当しないことは明らかである。

(3) 判断の理由のまとめ

以上のとおり、支援措置が適正に行われ、また、特別の必要があると認められる場合に該当しないことが明らかであることから、住民基本台帳法第12条の3第1項に該当しないことを理由として行われた本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成31年1月21日付けで市長から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月31日及び同年3月8日に審査会の会議を開き、当該諮問の内容について調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件諮問が行政不服審査法第43条第1項各号に規定された「諮問を要しない場合」には該当しないことを確認した上で、調査審議を開始した。

(2) 諮問書に添付された事件記録を確認し、審理員の審理手続が適法かつ適正に行われていることを認めた。

2 支援措置の必要性について

住民基本台帳事務処理要領は、それ自体は法ではないが、国が市町村に対し住民基本台帳事務を行うための指針を示したものであり、審理員意見書に記載のあるとおり、合理的な目的と内容を有するものであると解される。

審理員から事件記録として提出された「住民基本台帳事務における支援措置申出書」には、支援措置申出者が対象児について支援措置を求める旨が記載され、相談機関がこの支援措置について必要であることを認める意見が付されており、処分庁がこの申出に対し支援措置を決定し、必要な措置を行っていることを確認した。

このように、支援措置申出者からの支援措置の求めに対し、処分庁が行った支援措置の決定は、住民基本台帳事務処理要領の規定に従って適正に行われたものであることを認めた。

よって、本件処分に係る処分庁の支援措置の必要性の判断は、適正な手続に基づき行われたものであって、適正かつ妥当であるものと認められる。

3 特別の必要があると認められる場合の該当性について

審理員意見書に記載されているとおり、「特別の必要があると認められる場合」とは、その請求事由又は利用目的が支援措置の目的を踏まえた上で、それでもなお、交付すべき合理的な理由が認められるものでなければならないものと解すべきであり、これに対し、対象児の自己情報開示請求は、対象児の住所の探索に利用される蓋然性が高く、このことをもって「特別の必要があると認められる場合」として支援措置の加害者である審査請求人の申出に応じなければならないものであるとは認めがたい。

4 まとめ

以上のことから、本件審査請求には理由がないため、市長が原処分の維持が適当と考える諮問の理由は、妥当である。

よって、本書の第1に記載のとおり答申する。

平成31年3月11日

田川市行政不服審査会

会長 佐藤 香代

委員 野村 幸生

委員 山口 洋一